

# 男女共同参画推進委員会

第60回



男性の育児休業について

安中市男女共同参画推進委員会委員

小日向 和博



男女共同参画社会基本法については、平成11年の制定以来さまざまな取り組みにより周知されてきました。この法律の基本理念にのっとり、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立しました。これにより、さらに女性が能力を十分に発揮し、あらゆる場面で活躍しやすい社会になることが期待されます。また、平成27年12月には第4次男女共同参画基本計画が閣議決定され、国が最重要課題として、しっかりと進めていることが国民全体に広がっていると感じています。

しかし、まだまだ改善まで時間がかかると感じるものとして、男性の育児休業取得率があります。女性が活躍の場を広げようとする、妊娠・出産や育児など家庭内での男性の協力が不可欠にも関わらず、この計画における男性の育児休業取得率の成果目標13%（平成32年度）に対して、現状では国家公務員で3・1%（平成26年度）、地方公務員で

1・5%（平成25年度）、民間企業では2・3%（平成26年度）とまだまだ低いものとなっています。国が推進しているので、公務員に関しては上がることが想定されますが、民間企業ではなかなか厳しいと感じます。今の社会では、育児や家事は男性もするということが定着しつつありますが、なかなか育児休業を取ってまでというのは不安を感じると思います。収入面や育児休業による人事的に不利な扱いをすることは法的には禁止されているとはいえ、出世にも多少なりとも影響があるのではないかと感じれば、なかなか取得できないのもわかる気がします。しかしながら、最高裁で、男性看護師が所属していた病院から、育児休業を理由に昇給を認められなかったために損害賠償を求めた訴訟は、平成27年12月16日付けで男性看護師の勝訴が確定しました。

これをみると、男性だからとか、女性だからといった社会はもう終わったのだと改めて感じました。私は、仕事やまちづくりを通してさまざまな事業を行っておりますが、女性には男性には無いきめ細やかな考えがあると感じております。お互いに男性・女性の持ち味を活かすことでより良い社会になると確信しております。

問合せ▼

困企画課女性政策係（☎内線1021）

## 消費生活センターからのお知らせ

### 電力の小売全面自由化が始まります

4月1日から、電力の小売全面自由化が始まります。これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でした。しかし、電力の小売全面自由化が始まると、さまざまな業種や業態の事業者から消費者が契約先を選択することが可能となります。

そのため、価格面やサービス面で事業者間の競争が激しくなり、その中で強引な勧誘などのトラブルが発生することが予想されますので、注意しましょう。

【事例1】知らない電力会社から「電気を安くできる」と電話があったが、本当か。  
 【事例2】今年4月から電力が自由化される。4割安く供給すると電話があったが、怪しい。  
 【事例3】電力自由化前に太陽光発電システムを設置し、売電すれば儲かると電話があった。

【ひとことアドバイス】

☆「料金が必要と安くなくなる」といった勧誘トークに気をつけましょう。

契約の際は、特に次の点などに留意し事業者によく確認しましょう。

- ① どのような条件で電気料金が安くなるか
- ② 電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか
- ③ 契約期間が長期なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないか

☆電力の小売自由化に便乗した勧誘に注意しましょう。  
 ☆自分で電力の小売自由化に関する情報を収集しましょう。  
 【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時  
 問合せ▼安中市消費生活センター（☎382-2228）

